

別府市  
別府市長 長野 恭紘

## 回 答 書

令和6年10月10日付け公告第47号 朝見浄水場運転管理等業務委託 について  
質問のありました下記の件について回答いたします。

番号	質 問 事 項	回 答
1	浄水施設の総括責任者又は副総括責任者と記載されてありますが、薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う浄水場における浄水施設だけでしょうか。または、浄水処理方式関係なくとのことでしょうか。	浄水処理方式は問いません。
2	浄水施設の運転管理業務と記載されてありますが、薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う浄水場における浄水施設だけでしょうか。または、浄水処理方式関係なくとのことでしょうか。	浄水処理方式は問いません。
3	添付書類に実務経験を証するものと記載されてありますが、社内証明（経歴書）によるのでしょうか。	実務経験については、貴社の証明で構いません。ただし、貴社以外での実務経験については、実務を行った企業等からの証明を添付してください。 なお、申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加審査要綱に基づく資格の停止又は取消し、または、入札を無効にするものとします。
4	入札参加の申請書類として履行体制表（様式第8号）に配置人数を記載し提出することとなっていますが、履行期間中に当初記載した配置人数を変更することは可能でしょうか。	当初記載した配置人数を履行期間中に変更することは基本的にできません。 ただし、業務内容に変更が生じた場合など、当初と条件が異なる場合はこの限りではありません。
5	令和6年11月22日（金）までに入札参加者に対し、入札参加資格審査結果通知書を通知するとなっていますが、事前（発送前）に連絡はあるのでしょうか。	公告のとおり、申請書等の提出に対し入札参加資格の審査を行い、逐次、入札参加資格審査結果通知書により通知します。

6	年間をとおして第3条に定める履行場所に配置することとなっていますが、閉庁日(土日祝日)も含め、総括責任者又は副総括責任者の配置は必要となりますか。	特記仕様書第11条のとおり
7	年間をとおして第3条に定める履行場所に配置することとなっていますが、閉庁日(土日祝日)も含め、総括責任者又は副総括責任者の配置は必要となりますか。	特記仕様書第11条のとおり
8	業務開始前の引継ぎ期間中に、第10条第2項に記載された「計画に基づく研修」を実施することは可能ですか。また研修を修了した者に対して、委託者が知識及び技能を有する者と認める為の合否判定基準は設けられていますか。	業務引継ぎ期間中に研修計画を作成し、研修を実施することは可能です。従事者に対する判定基準は設けておりません。
9	場外ポンプ場、配水池等は、朝見浄水場中央監視室からの監視が業務対象であり、日常点検・定期点検並びに巡視点検については対象外という理解でよろしいですか。	お見込みのとおり
10	場外ポンプ場、配水池等の巡視点検が業務対象である場合にご回答願います。別紙-3に記載された場外ポンプ場、配水池等の巡視、日常点検頻度及び朝見浄水場からの移動距離・所要時間をご教示ください。	回答不要(場外ポンプ場、配水池等は、朝見浄水場中央監視室からの監視が業務対象であり、日常点検・定期点検並びに巡視点検については対象外)
11	ろ過池及び排水池の清掃方法と清掃頻度をご教示願います。また、ろ過池の自動洗浄については現場での操作ではなく、中央からの操作(運転監視の一貫)との認識でよろしいでしょうか。	ろ過池の洗浄は中央監視室からの指令で洗浄を開始し、洗浄過程の中で消火栓による簡易洗浄を実施します。また、次亜洗浄をろ過池1池当たり年3回実施します。 排水池清掃は消火栓による洗浄を排水池底盤、側面に実施し、排水池に堆積した汚泥等を掻き出します。清掃頻度は、年6回実施します。
12	本業務を履行する上で法律上必要となる資格をご教示ください。例えば床上操作式クレーン運転技能講習、玉掛技能講習、車両系建設機械運転技能講習など。	特にありません。

13	<p>責任者等の資格要件に「公告日以前に3箇月以上の…」とありますが、受託後の業務履行中においては「3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係」があればよろしいでしょうか？</p>	<p>受託後の総括責任者及び副総括責任者の変更については、適正な委託業務を阻害する恐れがあることから、原則として委託期間の途中での交代を認めていません。</p> <p>ただし、入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で慎重かつ必要最小限で、基本的に、死亡、傷病、被災、退職など特別の場合、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、かつ別府市上下水道局と合意がなされた場合に限り変更できるものとします。</p> <p>なお、変更に伴う総括責任者及び副総括責任者の基本的な条件は、入札の公平性の観点から入札前に明示された範囲（公告のとおり）とし、同等以上の資格、経験を有する者への変更であることとします。</p>
14	<p>「いずれかを配置」とありますが、いずれかが配置されていれば有給休暇等にて不在時においても代理の者が出勤する必要はないでしょうか？</p>	<p>総括責任者あるいは副総括責任者のいずれかを配置すれば、代理者は必要ありません。</p>
15	<p>「年間を通して総括もしくは副総括を配置」は土日祝も含むのでしょうか？</p>	<p>特記仕様書第11条のとおり</p>
16	<p>総括、副総括が従事者の代理を行うことは可能でしょうか？</p>	<p>運転管理業務を実施する技術者に総括責任者及び副総括責任者も含まれます。</p>
17	<p>「日常点検」及び「定期点検」については監視室が不在とならなければ、勤務当番従事者が実施してもよろしいでしょうか？</p>	<p>運転管理業務と保全管理業務は業務内容が異なるので同一時間帯に業務を実施するものと考えます。</p>
18	<p>簡易清掃の範囲について御教示ください。（次亜洗浄、放水洗浄等）</p>	<p>ろ過池の洗浄は中央監視室からの指令で洗浄を開始し、洗浄過程の中で消火栓による簡易洗浄を実施します。また、次亜洗浄をろ過池1池当たり年3回実施します。</p> <p>排水池清掃は消火栓による洗浄を排水池底盤、側面に実施し、排水池に堆積した汚泥等を掻き出します。清掃頻度は、年6回実施します。</p>

<p>19</p>	<p>不相当と認められる具体的な指標・基準等があれば御教示ください。（例：県の職種〇〇の労務単価が基準日より△%以上変動した等）</p>	<p>賃金又は物価の変動に基づく変更については、契約書（案）第14条を以下のとおり改め、協議によるものとします。</p> <p>（賃金又は物価の変動に基づく委託金額の変更）</p> <p>第14条 発注者又は受注者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託金額（委託金額から当該請求時の出来形部分に相当する委託金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残委託金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残委託金額の1,000分の15を超える額につき、委託金額の変更に応じなければならない。</p> <p>3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託金額変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>5 第1項の場合において、委託金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>※赤字部分を追加</p>
-----------	--	--